

保 管 依 頼 書

年 月 日

小林市長 殿

下記買受公売財産について、買受代金納付後、引渡しを受けるまで、小林市に保管を依頼します。引渡しを受ける前に下記買受公売財産が破損、紛失などの被害を受けても、小林市が一切責任を持たないことに同意します。

記

年度公告第 号	売却区分番号第 号
住所・所在地	
氏名・名称	印
電話番号	

※ 買受代金納付後に保管費用が必要な場合、その費用は買受人の負担となります。御了承ください。